

2015年10月15日

訴訟代理人の皆様 各位

支援者の皆様 各位

原告情報公開市民センター

理事長 新海 聡

(連絡先：0564-83-6151)

## 秘密保護法情報公開訴訟通信 (17)

～10月15日の判決報告～

1 本日の名古屋地裁民事9部での判決は原告の請求を棄却（不開示処分の取消を認めない）する、というものでした。不当判決です。

2 訴訟の争点

この訴訟は、不開示のまま残った秘密保護法の立法過程の文書の公開が、情報公開法5条3号（外交情報）に該当するかどうかを巡って争うものでした。ところで5条3号は、開示による支障があると行政機関の長が判断したことに相当の理由があれば、情報を不開示にできる、という規定です。この不開示処分を争うためには、行政機関の長の判断が間違っていることを原告側（取消を求める側）が資料を提出して証明しないといけない、とされています。一般的には国の主張を打ち破るのは難しいことになります。

ところが、本件についていえば、行政機関の長の判断が誤っていることの根拠となし得る事情が2点ありました。一つは、元もとの不開示決定では、外交情報は理由とされておらず、国民の間に不当な混乱を生じさせること（5号）が理由とされており、外交情報に該当する、という主張がなされていなかったこと、もう一つは、今回不開示とされた情報のほとんどが、行政内部の文書の取扱では、特に秘密とするだけの格付けがなされていないことが明らかになったことでした。本件はこういった事情を裁判所がどう判断するかがポイントだったのです。

3 争点に対する判断はどういうものだったか

(1) 5号の不開示事由を途中で3号に変えたこと

不開示理由について最初に5号を理由としていながら、法制定から半年以上が経過した昨年末になって5号を撤回し、3号の主張をし始めたということは、そもそも3号に該当するだけの重要な情報ではないことを裏付けるものだ、というのが私たちの主張でした。3号を理由とする方が不開示の主張が維持されやすい、ということが主張の根拠です。これに対して国は、最初から全ての不開示事由を主張する必要はないから、あとで3号に理由を変えたからといって、3号該当性が最初からなかったことにはならない、という反論をしてきました。当方は実質論を述べているのに対し、国が述べるのは形式論に止まりま

す。国の対応の不自然さを裁判所がどうみるか、ということが問われたのです。ところが、判決では、後日不開示事由を主張することは許される、という国の主張をそのまま採用しました。しかし、同じ「おそれ」を理由とする不開示事由の変更であればともかく、原告側の立証の負担に大きな相違のある5号から3号への主張の変遷の事情を一切考慮しないのは、事実認定としてあまりにも不自然です。

#### (2) カウンターインテリジェンスの観点による機密指定がなされていないこと

今回の判決の最も不当な点はこの点の判断です。判決は、情報公開制度とカウンターインテリジェンスの観点からの文書の機密性の指定については制度がことなるから、カウンターインテリジェンスの観点から、特に不開示とすべき指定が行政内部でなされなかった文書であっても、3号で不開示とすることが許される、という判断をしているのです。これも国が主張する形式論をそのまま採用しただけですが、実際にカウンターインテリジェンスの観点でなされる機密性の指定については、情報公開法による開示も要素とされています。今回の判決に先立って、7月に大阪地裁で言い渡された情報公開の判決も、カウンターインテリジェンスの観点による機密指定を情報公開の要素として考慮していましたが、当然でしょう。

しかし、本判決がカウンターインテリジェンスの観点を一切考慮していないか、というところではない。国が外交機密に関する情報と主張する部分については「これまで、我が国では外国の情報期間等による情報収集活動を原因とする情報の漏えい事案が発生したり、政府の保有する情報がネットワーク上に流出し、極めて短期間に世界規模出拡大する事案が発生したりしてきたことが認められ、我が国安全保障に関する情報の管理は極めて重要な課題であると言えることができる」（41頁）と、まさにカウンターインテリジェンスに関する国の主張そのものというほかない認定をして、情報の不開示を支持しているのです。開示に働く方向では制度趣旨が異なることを理由として考慮しないで、不開示に働く方向でのみ不開示を正当化する要素としてカウンターインテリジェンスの制度を考慮する。こういう一方的な認定は国を相手にする行政訴訟で裁判所がしばしば見せるものですが、情報公開訴訟では稀でした。情報公開についてひどい判決はいくつもあるけれども、今回の判決は間違いなく、不当判決として歴史に残る、と思うのは、このあたりの価値判断です。

#### 4 知る権利の形骸化

一言で言ってしまえば、本日の裁判所の判決は形式的に国の主張を当てはめただけの判決、ということになるでしょう。

しかし、何度もいうようですが、情報公開とは全く関係のない、情報流出の事実を根拠に、「我が国安全保障に関する情報の管理は極めて重要な課題であると言えることができる」と政権担当者がいうようなことを、こともあろうに司法が判決理由中で行ったことに、民主主義の危機を感じます。当初不開示だった情報のほとんどが開示されたから、結果的に

は訴訟の目的は達成されたのではないか、あるいは、開示されなければならないような情報ではないのではないか、という思いが基礎にあり、いきおい、裁判官ご自身の社会を見る姿勢が判決理由中に出てしまったのかもしれませんが。しかし、この訴訟のテーマは、もともと、秘密保護法の立法段階という、ほんとうに市民が知りたい時に情報を出さず、法が成立した後は、当初主張しない3号を追加することで、市民の立証の負担を加重して情報を行政のコントロール下に置こうとした、ということに対する司法判断を求めたものです。これに対して司法権が、行政の姿勢に追従し、のみならず、官房長官の言うようなことまでも判決で述べている。この判決については、情報公開制度を行政機関がコントロールすることを認め、行政と一体となることで、行政に対する法による監視を放棄してしまった、もの、と見るべきではないかと思えます。

しかし、知る権利の形骸化は、こういう、ちょっとマニアックともとらえられる情報の開示請求に対する評価が引き金となるのではないのでしょうか。この判決を確定させてはいけないと考えます。来るべき控訴審でも、皆様のご支援をよろしくお願いします。

(了)